湖西市最低制限価格取扱要領

平成23年2月28日
告示第36号
改正　平成24年3月27日告示第85号
平成25年9月19日告示第232-2号
平成28年5月27日告示第166号
平成29年6月1日告示第175号
平成30年3月22日告示第83号
令和元年5月30日告示第162号
令和4年5月13日告示第100号

（趣旨）

第1条　この要領は、湖西市が発注する建設工事の競争入札に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するあらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合における取扱いに関して、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条　対象となる工事は、競争入札を実施する建設工事のうち、湖西市低入札取扱要領（平成14年湖西市告示第142号）の適用を受けないものとする。

（最低制限価格の設定及び算定）

第3条　市長は、前条に定める工事の競争入札を実施する場合は、湖西市契約規則（昭和57年規則第16号）第13条第1項の規定により最低制限価格を設けるものとする。

2　最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108又は100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とする。

⑴　直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

⑵　共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

⑶　現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

⑷　一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

3　特別な工事の最低制限価格については、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4　最低制限価格及び入札書比較価格（最低制限価格に 108 分の 100 又は 110 分の 100 を乗じて得た額をいう。）は、湖西市契約規則第 11 条の予定価格を記載した書面に記載しなければならない。

（入札参加者への周知）

第 4 条　市長は、この要領の円滑な運用を図るため、入札公告又は入札説明書に令第 167 条の 10 第 2 項の適用があることを明示するものとする。

（入札の執行）

第 5 条　開札の結果、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合には、市長は、当該入札をした者を落札者としないものと決定し、当該入札をした者に対して令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者としない旨を宣言するものとする。

（入札経過の整理）

第 6 条　市長は、前条の決定を行った場合は、入札結果表に前条の当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

附　則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 3 月 27 日告示第 85 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 9 月 19 日告示第 232-2 号）

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 5 月 27 日告示第 166 号）

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年 6 月 1 日告示第 175 号）

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 3 月 22 日告示第 83 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 5 月 30 日告示第 162 号）

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 5 月 13 日告示第 100 号）

この要領は、令和４年６月１日から施行する。